

○健康運動指導士養成校関係の受験資格（「健康運動指導士認定試験のご案内」により告知）

【 現 行 】

【 見 直 し 後 】

本試験の受験資格は、下記の条件を全て満たす者に与えられます。

- ① 健康運動指導士養成校において養成講座を修了し、かつ、当該大学を卒業見込みの者
- ② 養成講座を修了したが、卒業までに受験申し込みをしなかった者（但し、出身大学が養成校として認定される以前に在籍していた場合は除く）

※養成講座とは、健康運動指導士認定試験を受験するために必要な科目を示します。養成講座は、大学によって講座、科目名称等が異なります。

本試験の受験資格は、下記の条件のいずれかを満たす者に与えられます。

- ① 健康運動指導士養成校において養成講座を修了し、かつ、当該校を卒業見込みの者
- ② 健康運動指導士養成校において養成講座を修了したが、卒業までに受験申し込みをしなかった者（ただし、当該校卒業後4年以内の者に限る。また、出身校が養成校として認定される以前に在籍していた場合は除く。）
- ③ 健康運動指導士養成校の養成講座を未修了で卒業後、大学設置基準第31条の規定に基づく科目等履修生として当該校の養成講座の未修了科目の単位を修得した者。（ただし、養成講座の未修了科目の合計単位が、当該校の定める単位で4単位以内である場合に限る。また、当該校卒業後4年以内の者に限る。）

※養成講座とは、健康運動指導士認定試験を受験するために必要な科目を示します。養成講座は、大学によって講座、科目名称等が異なります。

※平成29年3月に実施の認定試験から